

information 情報あれこれ

相談

**司法書士・土地家屋調査士
行政書士**

合同無料相談会

日時 10月14日(土)、午前10時～午後3時(受け付けは、午後2時30分まで)

会場 生涯学習センター3階第1・2会議室

内容 生前贈与、遺言、相続、境界および権利関係、土地建物の登記、農地の売買・貸し借り、債務整理についての相談

その他 予約不要

問い合わせ 清水博文さん(行政書士、☎73・3295)

「法の日記念」 無料法律相談

「法の日記念」(10月1日)を記念して、群馬弁護士会が無料法律相談を行います。相続、金銭、夫婦の問題などについて、弁護士がアドバイスします。ぜひご利用ください。

相談を受けるのは群馬弁護士会所属の弁護士で、相談者の秘密は厳守します。

日時 10月27日(金)、午後1時～3時



10月納期の税 納期限は10月31日(火)

市県民税	3期
国民健康保険税	4期
後期高齢者医療保険料	4期
介護保険料	4期



日時 10月31日(火)、午後5時15分～7時

場所・問い合わせ 納税課(行政棟1階、☎内線1186・1188)

夜間納税窓口

会場 市役所議会議棟1階11・12会議室

定員 10人(先着順・要予約)

予約・問い合わせ 10月2日(月)から市民課市民生活係(あい愛プラザ2階、☎83362)へ。

※市民相談室(30ページ)にも通常の無料法律相談を掲載しています。

調停相談会

日時 10月17日(火)、午前9時30分～午後3時

会場 富岡公民館

内容 富岡調停協会が行う調停手続きの相談会。金銭の貸借(消費者金融への返済が難しくなってきた。金を返してもらえない)、土地建物、交通事故などの民事上の争いや遺産相続、夫婦、親子、扶養関係、男女間のもめごとなどの家庭内の問題でお困りの人は、お気軽にご相談ください。

その他 相談無料。秘密厳守。予約不要。

問い合わせ 群馬富岡簡易裁判所(☎62・2258)

※平日も裁判所で手続き相談に応じています。

日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165

「ねんきんダイヤル」 による年金相談



日本年金機構では、年金の請求に関することや、すでに年金を受けている人からの電話相談を受け付けています。

受付時間

▽月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

※月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日)は午後7時まで

▽第2土曜日、午前9時30分～午後4時

※電話をする際には、お手元に年金手帳または年金証書など、基礎番号が分かる書類をご用意ください。

※050で始まる電話からかける場合は、☎03・6700・1165へ。

※一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。

「ねんきんダイヤル」による来所予約

日本年金機構の窓口相談は混雑が予想されます。直接、窓口で相談したい人は、事前に「ねんきんダイヤル」で予約をしてください。

受付時間 年金相談の時間と同じ

来所相談日時 月～金曜日、午前8時30分～午後4時

information

富岡市役所 ☎62-1511 FAX 62-0357
ホームページ <http://www.city.tomioka.lg.jp/>
※掲載記事は市ホームページからもご覧になれます

ご協力を

10月1日(日)～
12月31日(日)

メインテーマ
じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金運動にご協力を

共同募金は、社会福祉法に基づいて実施する地域福祉のための募金です。皆様のご協力をお願いします。

※寄付金には、税制面での優遇があります。

※赤い羽根を希望する人は、公民館で配布しています。

募金の使い道

- ▷一人暮らし高齢者への給食サービス
 - ▷ボランティア・NPO(民間非営利団体)活動の支援
 - ▷福祉施設の修繕や学童保育所の備品整備
 - ▷病院などへの高齢者・障害者送迎サービスなど
- ※災害ボランティアセンターの設置や運営のために使われ、被災地支援にも役立っています。

※ホームページでも、募金の使い道などを公開しています。

問い合わせ
群馬県共同募金会
(☎027-255-6596)



7月上旬に発生した九州北部地方での断続的な大雨被害による災害義援金について、被災地では引き続き支援を必要としているため、義援金の受付期間を延長しました。

皆さまの温かいご支援をお願いします。

※義援金は、日本赤十字社に送られ、被災地県に設置される災害義援金配

分委員会を通じて被災者へ配分されます。

義援金名称 平成29年7月5日からの大雨災害義援金

受付期日 12月28日(木)まで

受付場所・受付時間

- ▽市役所(行政棟1階)
- ▽富岡製糸場
- ▽生涯学習センター
- ▽各公民館
- ※業務(開場・開館)時

問い合わせ 福祉課(☎内線1132)



10月22日(日) 道路清掃を実施

道路愛護運動の一環として、道路清掃を実施します。

よりよい道路環境づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

日時 10月22日(日)、午前8時(小雨決行)

場所 市内全域(各地区ごとに行う)

その他

- ▽集合時間や清掃場所は各地区の組長さんなどにご確認ください。

▽作業の際は、事故やけがにじゅうぶんご注意ください。

▽草刈り機などを使用する場合は15m以上離れて事故の防止に努めてください。

▽私有地内の木の枝が道路にはみ出し通行の障害となっている場合は、所有者の責任で伐採してください。

▽汚れている反射鏡(カーブミラー)の清掃もお願いします。

問い合わせ 道路建設課(☎内線1302)

その他

不正軽油は犯罪です

県では、10月を不正軽油撲滅強化月間として、不正軽油の情報窓口を設けています。

不正軽油とは 軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油をそのまま、または混ぜたりして、軽油と称して販売・使用される燃料のことです。

悪質な脱税行為であるだけでなく、製造や使用によって土壌や大気を汚染するなど重大な犯罪です。不正軽油を製造・販売・使用しているなどの情報がありましたら、お知らせください。

罰則の対象

- ▽製造・販売・使用をしている人
- ▽不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人
- ▽製造する場所を提供した人

問い合わせ 前橋行政県税事務所県税課軽油広域調査係(☎027・231・2801)